

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：防災マップ)

当市の防災マップによると、当会が立地する中津地区西部地域の周防灘沿岸から山国側流域の大部分は1m～3m未満の浸水が予想されており、山国川に面する高瀬地区から下宮永地区にかけては、最大5～10m未満の浸水被害の可能性のある区域も存在する。

一方、中津地区東部地域では犬丸川沿いの多くで1～3m未満の浸水が予想されている。

(津波：防災マップ)

当市の防災マップによると、周防灘に面している沿岸部では5m未満の浸水が予想されており、特に自動車産業などが集積し工業地区となっている田尻地区の一部及び住宅地である角木、大塚、米山地区の広範囲と、市内を流れる河川（山国川、中津川、蛸瀬川、自見川、舞手川、犬丸川）流域の広範囲で浸水が予想されている。

(ため池：ため池ハザードマップ)

当市のため池ハザードマップによると、地震や大雨等で決壊した場合、大貞地区の大池（大貞池）で最大3～5m未満、野依地区の大池（山田池）及び野依新池、福島地区の寺迫池、伊藤田地区の穂屋池付近の一部地域では、最大5m以上の浸水が予想されている区域も存在する。

(内水氾濫：内水ハザードマップ)

当市の内水ハザードマップによると、公共下水道事業計画区域内で排水路や道路側溝の排水能力を上回るような降雨が発生した場合、中津地区の各地で浸水が予想されており、特に角木、大塚及び大新田地区、沖代校区（中央町、沖代町）などで顕著に1m以下の浸水が予測されている。

また、平成24年7月の九州北部豪雨災害では中津地区で内水氾濫が起こっている。

(土砂災害：土砂災害ハザードマップ)

当市の土砂災害ハザードマップによると、下池永地区の国道213号線沿いには急傾斜地による土砂災害警戒区域（土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域）があり、その一部は土砂災害特別警戒区域（土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域）に指定されている。

(地震：中津市地域防災計画)

中津市地域防災計画によると、大分県北部地域が主に影響を受けると考えられる地震の震源には周防灘断層群が存在し、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定されている。また、30年以内の地震発生確率は2%～4%と見込まれ、国内の主な活断層野中では高いグループに属している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,787人
- ・小規模事業者数 2,173人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	272	261	市内に広く分散している
製造業	170	120	沿岸部や産業道路沿いに多い
卸売業・小売業	855	583	市内に広く分散している
宿泊・飲食業	434	334	中心部に多く立地
サービス業	292	265	市内に広く分散している
その他	764	610	市内に広く分散している
合計	2,787	2,173	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・企業向け防災研修
- ・防災教育
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時受援計画の策定
- ・避難所運営マニュアルの作成
- ・自主防災組織 設立・活動マニュアルの作成
- ・津波避難計画の策定
- ・津波避難ビルの指定
- ・九州北部豪雨災害記録誌の作成
- ・各種防災マップの作成
- ・中津市業務継続計画（BCP）の策定
- ・防災監視カメラシステムの整備
- ・中津市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・日本商工会議所提携損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・中津市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・本計画に沿って、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会議所報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関して業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）中津市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、中津市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じて当所と当市で実施する応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、当所と当市の協議により決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～2日以内に情報共有する。
- ・当所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

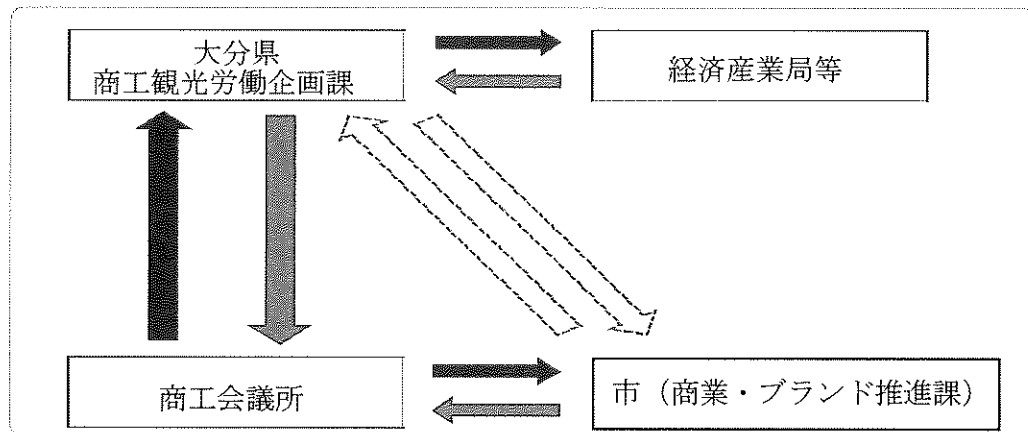
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度共有する
3ヶ月以降	10日に1回程度共有する

- ・「中津市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、中津市災害対策本部の指示に従いながら、当市（商業・ブランド推進課）と当所が協議のうえ決定する。
- ・当所と当市は、市役所内の関係部署（商業・ブランド推進課、防災危機管理課等）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・当所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当所又は当市より大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、中津市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制			
(令和 6 年 1 2 月現在)			
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)			
中津商工会議所 事務局長		中津市 産業経済部	
中津商工会議所 (本部) 法定経営指導員	連携 連絡調整	中津市 商業・ブランド推進課	確認 連携
			中津市 防災危機管理課 地域医療対策課
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制			
①当該経営指導員の氏名、連絡先			
法定経営指導員 河野 拓也 (連絡先は後述 (3) ①参照)			
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)			
法定経営指導員は、以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う			
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行			
・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)			
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先			
①商工会／商工会議所			
中津商工会議所 中小企業相談所			
〒871-8510 大分県中津市殿町 1 3 8 3 - 1			
TEL : 0979-22-2250 / FAX : 0979-22-1750			
E-mail : yukichi@nakatsu-cci.org			
②関係市町村			
中津市役所 産業経済部 商業・ブランド推進課			
〒871-8501 大分県中津市豊田町 14 番地 3			
TEL : 0979-62-9046 (直通) / FAX : 0979-24-4020			
E-mail : syougyou_brand@city.nakatsu.lg.jp			
※ その他			
・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。			

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	230	230	230	230	230
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、中津市補助金、大分県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等